

地域指定年度	昭和 46 年度
計画策定年度	昭和 46 年度
計画見直し年度	昭和 51 年度
	昭和 53 年度
	昭和 60 年度
	令和 2 年度
	令和 8 年度

垂 井 農 業 振 興 地 域 整 備 計 画 書

令和 8 年 8 月

岐阜県不破郡垂井町

目 次

第 1 農用地利用計画	1
1. 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
(2) 農業上の土地利用の方向	3
2. 農用地利用計画	4
第 2 農業生産基盤の整備開発計画	5
1. 土地基盤の整備及び開発の方向	5
2. 土地基盤整備開発計画	5
3. 森林の整備その他林業の振興との関連	5
4. 他事業との関連	6
第 3 農用地等の保全計画	7
1. 農用地等の保全の方向	7
2. 農用地等保全整備計画	7
3. 農用地等の保全のための活動	8
4. 森林の保全その他林業の振興との関連	9
第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	10
1. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	10
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	10
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	11
2. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用を図るための方策	11
第 5 農業近代化施設の整備計画	13
1. 農業近代化施設の整備の方向	13
2. 農業近代化施設整備計画	13
3. 森林の整備その他林業の振興との関連	13
第 6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	14
1. 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	14
2. 農業就業者育成・確保施設整備計画	14
3. 農業を担うべき者のための支援の活動	14
4. 森林の整備その他林業の振興との関連	14
第 7 農業従事者の安定的な就業の促進計画	15
1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	15
2. 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	15
3. 農業従事者就業促進施設	16
4. 森林の整備その他林業の振興との関連	16
第 8 生活環境施設の整備計画	17
1. 生活環境施設の整備の目標	17
2. 生活環境施設の整備計画	17
3. 森林の整備その他林業の振興との関連	17
4. その他の施設の整備に係る事業との関連	17
第 9 付 図	18
別記 農用地利用計画	18

第 1 農用地利用計画

1. 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア. 土地利用の構想

当地域は岐阜県の南西部、濃尾平野の北西端に位置し、北は揖斐郡池田町及び揖斐川町、西は関ヶ原町、南は養老町、東は大垣市に接している。関ヶ原町を水源地とする一級河川相川が岩手川、大石川、大滝川、梅谷川などの溪流を合わせて東流し、これらの河川の扇状地が町の中央から東部・南部にかけて広がって濃尾平野に続いている。北部から北西部にかけては池田山地が連なり、南西部には南宮山地がそびえ、町の西部は両山地に挟まれた極めて狭あいな平坦地となっており、この狭い平坦地により古来当地域は畿内と美濃以東を結ぶ交通の要衝となってきた。

気候は太平洋側気候に属しているが、福井県沿岸などの日本海側にも近いことから日本海側気候の影響を受けることが多く、冬季の「しぐれ」と「伊吹おろし」と呼ばれる北西の季節風に特徴がある。

町の中心部に J R 東海道本線垂井駅があり、岐阜市まで約30分、名古屋市まで約50分と鉄道による交通の便に恵まれている。道路は広域間を連携する国道21号が町の中央を横断し、県道赤坂垂井線、主要地方道岐阜関ヶ原線、県道養老垂井線が周辺地域と連携している。国道21号は東海環状自動車道大垣西インターチェンジに、県道養老垂井線は名神高速道路養老 S A スマートインターチェンジに接続しており、高速道路によるアクセス性が良好である。

国勢調査による町の総人口は平成 12 年の 28,935 人をピークに減少し、令和 2 年には 26,402 人となり、今後も減少が続くと予測されている。このため、平成 30 年度から令和 9 年度を計画期間とする垂井町第 6 次総合計画では、人口減少抑制戦略と人口減少適応戦略を同時に掲げており、人口 26,000 人の維持を目標としている。

農林業センサスによる令和 2 年の農家人口は 713 人と、平成 22 年の 2,463 人の約 28%にまで減少している。農業構造については、昭和 30 年代から町が取り組んだ工場誘致政策を契機として兼業農家への移行や農地から宅地等への転用が進み、農業就労者の高齢化の進行による経営の不安定化や担い手不足も深刻化している。

本町における農業の将来の在り方としては、農業に係る負担を軽減し担い手を確保するために、各地域の中心的な担い手への集積・集約を進めるとともに、スマート農業などの新技術の導入や収益性の高い農業経営等の対応を図る。

土地利用の構想は、当地域を南部地区と北部地区に区分し、次のように推進するものとする。

南部地区（A－1）

当地区は、一部の地域を除き、昭和 48 年度から 59 年度にかけて県営ほ場整備事業が実施され、大型機械を導入した省力化農業を推進している。

町最南部の栗原地区は、ほ場整備が平成 26 年度から始まり令和 5 年度に工事と換地が完了している。地域内の中心経営体へ農地の集積・集約を進め、効率的な農業を推進していく。

当地区の土壌は農作物の栽培に適し、現在の米・麦・大豆を基幹作物とした土地利用型農業と一部野菜の栽培を推進し農地利用を維持していく。

また、宮代地区では、認定農業者によりフランネルフラワーのハウス栽培が行われている。

北部地区（B－１）

当地区は、南部地区と同時期に県営ほ場整備事業が実施され、また、昭和 59 年度から平成 6 年度の間で不帰地区（9.3ha）、五明地区（1.7ha）、敷原地区（1.4ha）、谷地区（0.4ha）においてはほ場整備が実施された。基幹作物は南部地区と同様であり、米・麦・大豆を基幹作物とした土地利用型農業と一部野菜の栽培を推進し農地利用を維持していく。

平尾地区については、令和 5 年度から令和 12 年度までの予定ではほ場整備が進められている。

また、岩手及び府中地区には肉用牛肥育の法人があり、東地区には養蜂場がある。

（単位：ha、％）

	農 用 地		農 業 用 施設用地		森林・原野		住宅地 工業用地 その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現 在 (令和 8 年)	880.7	58.61	0.5	0.03	23.1	1.54	598.4	39.82	1502.7	100.00
目 標 (令和 18 年)	880.7	58.61	0.5	0.03	23.1	1.54	598.4	39.82	1502.7	100.00
増 減	-		-		-		-		-	

イ．農用地区域の設定方針

（ア）現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 880.7ha のうち、おおむね次に掲げる約 68.1ha の農用地を除く約 812.6ha の農用地について農用地区域を設定する方針とする。

（農用地区域としない地区に係る農用地）

地区	位置（集落名）	農用地面積（ha）	農用地区域としない理由
A－１	綾戸集落	0.6	・集落区域内に介在する農用地 ・自然的な条件等からみて、農業近代化を図ることが相当でないと認められる農用地
	宮代集落	7.5	
	栗原集落	11.6	
	表佐集落	2.2	
	地区計	21.9	
B－１	伊吹集落	2.1	
	岩手集落	21.3	
	大石集落	3.0	
	大滝集落	4.5	
	敷原集落	0.8	
	梅谷集落	2.7	

地区	位置（集落名）	農用地面積(ha)	農用地区域としない理由
	新井集落	1.5	
	府中集落	1.7	
	市之尾集落	1.7	
	平尾集落	7.0	
	地区計	46.2	
合 計		68.1	

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

該当なし。

(ウ) 農業用施設についての農用地区域の設定方針

農業用施設についての農用地区域は、本地域内にある農業用施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものとする。

おおむね次に掲げる農業用施設用地について、農用地区域を設定する方針とする。

農 業 用 施 設 の 名 称	位置（集落名）	面 積	農 業 用 施 設 の 種 類
(有)岐阜洋らんセンター	垂井町（宮代）	0.1ha	花き温室団地
ライスセンター	垂井町（伊吹）	0.1ha	ライスセンター
(株)うし和牧場	垂井町（府中）	0.3ha	牛舎、堆肥舎
計		0.5ha	

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

該当なし。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア. 農用地等利用の方針

町の営農地区については、昭和 48 年度から昭和 59 年度の県営ほ場整備事業、令和 5 年度に完了した県営土地改良事業経営体育成基盤整備事業（栗原地区）、令和 5 年度から開始した県営ほ場整備事業（平尾地区）により、ほぼ全域で完了する予定である。また、西濃用水第二期土地改良事業をはじめ、農業用排水施設の整備も行ってきた。これらの基盤整備を実施した地域を中心に農地としての利用を図る。

(単位：ha)

地区名	農 地			採 草 放 牧 地			混 牧 林 地		
	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減
南 部 地 区	337.3	337.3	－	－	－	－	－	－	－
北 部 地 区	475.3	475.3	－	－	－	－	－	－	－
計	812.6	812.6	－	－	－	－	－	－	－

農 業 用 施 設 用 地			計		
現 況	将 来	増 減	現 況	将 来	増 減
0.1	0.1	－	337.4	337.4	－
0.4	0.4	－	475.7	475.7	－
0.5	0.5	－	813.1	813.1	－

イ. 用地区分の構想

(ア) 南部地区 (A－1)

- a. 本地区北東部の国道 21 号線北側に位置する綾戸地区の農用地については、大正時代に整備された農地では農道が狭い区画が多く、大型機械化への対応が難しいため、ほ場整備を検討し水稻・小麦・大豆・飼料用米・加工用米、加工・業務用野菜等を中心とした土地利用型農業を推進する。
- b. 宮代・表佐地区の平坦農地は、ほ場整備事業及び土地改良事業（西濃用水第二期）が完了し、大型機械化に対応する条件を十分に備えている。また、農地の集積・集約化についても順調に進捗しており、今後も認定農業者である農事組合法人などの担い手を中心となって水稻・小麦・大豆・飼料用米・加工用米、加工・業務用野菜等を中心とした土地利用型農業を推進する。
- c. 栗原地区は、ほ場整備に伴う事業が令和 5 年度に完了し、認定農業者である法人体による水稻・小麦・大豆・飼料用米・加工用米、加工・業務用野菜等を中心とした土地利用型農業を推進する。

(イ) 北部地区 (B－1)

- a. 府中地区及び岩手地区の平坦農用地は、ほ場整備事業及び土地改良事業（西濃用水第二期）が完了し、大型機械化に対応する条件を備えていることから、認定農業者である農事組合法人などの担い手を中心となって、水稻・小麦・大豆・飼料用米・加工用米、加工・業務用野菜等を中心とした土地利用型農業を推進する。
- b. 平尾地区は令和 5 年度から令和 12 年度までの予定でほ場整備事業を実施し、水稻・小麦・大豆・飼料用米・加工用米、加工・業務用野菜等を中心とした土地利用型農業を推進する。

2. 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1. 土地基盤の整備及び開発の方向

地域内にある農用地のうち、農用地区域に含まれる既存農用地の大部分は高性能農業機械の導入による省力化を必要とし、昭和48年度から県営ほ場整備事業が実施され、昭和59年度に約723haの面的整備が終了した。また、栗原地区約104.4haで行われているほ場整備は令和5年度に事業が完了した。その後、平尾地区において令和5年度から令和12年度までの予定でほ場整備が進められる。

また、令和6年度から令和15年度までの予定で、老朽化した農業水利施設の改修及び大規模地震を考慮した耐震対策を行い、農業用水の安定供給と維持管理の軽減を図り、農業生産性の向上及び農業経営の安定化を目的として、国営西濃用水第三期土地改良事業が進められる。

今後も、国や県と連携を取りながら、農地や農業用施設の整備と改修を行い、農業生産基盤の強化及び維持・管理にかかる人的負担の軽減を図る。

(ア) 南部地区（A－1）

- a. 栗原地区のほ場整備に伴う事業は令和5年度に完了した。整備された区域内においては畔や農業用施設の維持・管理を適切に行っていくとともに、区域外については、集積・集約化と併せて、ほ場整備の必要性を検討していく。
- b. 宮代地区、表佐地区の平坦部の優良農地については、畔や農業用施設の維持・管理に要する人的負担を軽減するような更新も検討し、農業生産基盤の管理に努める。
- c. 綾戸地区は農地や農道が狭い区画が多いため、作業効率の向上が課題である。これを解消するため、生産基盤の整備を検討する。

(イ) 北部地区（B－1）

- a. 平尾地区のほ場整備を進めていく。
- b. 岩手地区、府中地区については、農業生産基盤の強化及び維持・管理を図るため、土地改良事業やほ場の再整備、農業用施設の更新を検討する。

2. 土地基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
県営ほ場整備事業 平尾地区	ほ場整備	B－1	35.0ha	1	
国営西濃用水第三期土地改良事業	水路改修・耐震化対策	A－1 B－1	654ha	2	

3. 森林の整備その他林業の振興との関連

当地域の森林面積は総面積の約6割を占め、そのほとんどが民有林となっている。人工林が森林面積の半分以上を占めているが、年々森林所有者の山離れが目立ち始め、緊急に整備を要する森林が増加する傾向にあるため、今後も間伐等の森林整備を進め災害に強い森林づくりを推進していく。

そのためには林道の整備が必要となるが、特に北部において農道の整備は林道と連続的な機能を有するため、地域森林計画で予定する林道との相互の有機的関連を考慮し、効率的な整備を図る。

4. 他事業との関連

梅谷地区に工業団地の造成を行い企業用地を確保することにより、優良農地の乱開発・スプロール化を防いで優良農地を保全する。また、企業誘致による雇用の創出により農家の余剰労働力を雇用する場を確保し、担い手農家への農地の利用集積を推進する。

第3 農用地等の保全計画

1. 農用地等の保全の方向

本町では、離農等に伴う耕作放棄地が少なからず存在し、農家の高齢化、農業の担い手不足等により、自己所有の農地が耕作できず耕作放棄地となっている現状がある。また、農産物の価格低迷や鳥獣被害などによる耕作意欲の低下も耕作放棄地の増加要因として挙げられ、食糧生産基盤としての農地の機能のほか、水源の涵養、景観保全及び土砂等の流出防止といった国土の保全機能の低下が懸念される。

農業用水の安定供給を行い、農用地等の保全に努めるため、区域内で利用しているため池、排水機場の修繕、改修に取り組む。

(ア) 南部地区（A－1）

- a. 各集落に中心的な担い手が存在するため、地域計画に基づき農用地の集積・集約化を進め、効率的かつ安定的に農用地の保全に努める。
- b. 主に表佐地区の相川周辺の農用地では、ヌートリアやジャンボタニシによる被害が発生しているため、効果の高い対策を検討する。

(イ) 北部地区（B－1）

- a. 南部地区同様に、各集落の中心的な担い手に対する集積・集約化を進め、農用地の保全を図る。
- b. 山際の地域を中心に有害鳥獣被害が多いため、防護柵の高尺化などを検討し、被害の軽減に努める。
- c. 中山間地域では、中山間地域等直接支払交付金事業などにより、継続した農用地の保全を図る。

2. 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
県・(防)ため池整備事業 中ため池	実施計画	A-1	7ha	1	R7～R7
県・(防)ため池整備事業 新池	実施計画	A-1	5ha	2	R7～R7
県・(防)ため池整備事業 清水寺溜池	実施計画	A-1	3ha	3	R8～R8
県・(防)ため池整備事業 百合ヶ谷ため池	実施計画	B-1	21ha	4	R9～R9
県・(防)ため池整備事業 百合の戸ため池	実施計画	A-1	33ha	5	R10～R10
県・(防)ため池整備事業 東谷第1号ため池	実施計画	B-1	6ha	6	R11～R11

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積		
県・(防)ため池整備事業 東谷第2号ため池	実施計画	B-1	15ha	7	R11～R11
県・(防)ため池整備事業 浦谷ため池	実施計画	B-1	42ha	8	R12～R12
県・(防)ため池整備事業 境野ため池	実施計画	A-1	2ha	9	R13～R13
県・(防)ため池整備事業 小黒見ため池	実施計画	A-1	2ha	10	R14～R14
県・(防)ため池整備事業 東蛇池	耐震対策	A-1	5ha	11	R2～R7
県・(防)ため池整備事業 平尾2号ため池	漏水対策	B-1	121ha	12	R6～R10
県・(防)ため池整備事業 中ため池	耐震対策	A-1	7ha	1	R8～R11
県・(防)ため池整備事業 新池	耐震対策	A-1	5ha	2	R8～R11
県・(防)ため池整備事業 清水寺溜池	耐震対策	A-1	3ha	3	R9～R12
県・(防)ため池整備事業 百合ヶ谷ため池	耐震対策	B-1	21ha	4	R10～R13
県・(防)ため池整備事業 百合の戸ため池	耐震対策	A-1	33ha	5	R11～R14
県・(防)ため池整備事業 東谷第1号ため池	耐震対策	B-1	6ha	6	R12～R15
県・(防)ため池整備事業 東谷第2号ため池	耐震対策	B-1	15ha	7	R12～R15
県・(防)ため池整備事業 浦谷ため池	耐震対策	B-1	42ha	8	R13～R16
県・(防)ため池整備事業 境野ため池	豪雨対策	A-1	2ha	9	R14～R17
県・(防)ため池整備事業 小黒見ため池	耐震対策	A-1	2ha	10	R15～R18
県・(防)ため池整備事業 泥川	排水機場	A-1	100ha	13	R12～R24

3. 農用地等の保全のための活動

中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用して農地の保全に努めるほか、地域計画や農地中間管理事業による農地の利用調整に努め、農地の流動化と農作業の受委託を推進し、耕作放棄地の発生防止を図る。

農業委員や農地利用最適化委員、農業協同組合などと連携しながら、中心的な担い手に対する集積・集約化を進めるとともに、集約化による農業経営の合理化が地域農業の存続にとって重要であることを地権者に周知し、集約化しやすい地域風土の醸成を図る。

また、農用地の機能低下の防止のために、農業委員会と協力してパトロール等により現状を把握するとともに、耕作放棄地の草刈り等を指導することによって農用地等の保全に努めていく。

4. 森林の保全その他林業の振興との関連

垂井町森林整備計画の対象となる民有林において、水源涵養機能の維持増進、土地に関する災害の防止及び土壌保全機能の維持管理を図り、農用地の保全に努める。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本町及び周辺市町村における優良な経営の事例を踏まえつつ、農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並みの年間所得（主たる農業従事者1人当たり400～500万円程度）及び年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,600～2,000時間程度）の水準を実現できるよう、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、意欲と能力のある農業者を支援するための措置を総合的に講じていく。

また、町、農業委員会、農業協同組合、県農林事務所等が十分な相互連携の下で指導を行うため、担い手の育成確保を図る組織（以下「垂井地域担い手育成総合支援協議会」という。）を設置し、集落における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確化するため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して、垂井地域担い手育成総合支援協議会を始めとする指導体制による営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の方向性について選択し、農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

(ア) 平坦地域

耕種部門

営農類型		目標規模・作物構成	戸数 (経営体数)
個別 経営	水稻＋小麦＋大豆	経営面積 18ha 水稻 11ha、小麦 7ha、大豆 7ha 基幹1名 補助1名	1
	野菜専作	経営面積 0.5ha 小松菜 年6作 延作付面積3.0ha 基幹1名 補助3名	1
	花き	経営面積 0.35ha 鉢花 洋らん 基幹1名 補助2名	1
組織 経営	水稻＋非食用米＋ 小麦＋大豆	経営面積 70ha 水稻 20ha、非食用米 5ha、小麦 25ha、大豆 20ha 基幹4名 補助3名	1

(イ) 中山間地域

耕種部門

営農類型		目標規模・作物構成	戸数 (経営体数)
個別 経営	水稻＋小麦	経営面積 13ha 水稻 8ha、小麦 5ha 他に基幹作業受託 7ha 基幹1名 補助2名	3
組織 経営	水稻＋非食用米＋ 小麦＋大豆	経営面積 38ha 水稻 15ha、非食用米 3ha、小麦 12ha、大豆 8ha 他に作業受託 20ha 基幹2名 補助3名	2

畜産部門

営農類型		目標規模・作物構成	戸数 (経営体数)
個別 経営	肉用牛一貫	飼養頭数 繁殖用成雌牛 35 頭、育成牛 10 頭 子牛 25 頭、肥育牛 70 頭 飼料作付面積 混播牧草 4.2ha、トウモロコシ 6ha イタリアンライグラス 3.5ha、エン麦 2.5ha 基幹 1 名 補助 1 名	1
	肉用牛肥育	飼養頭数 肥育牛 200 頭 基幹 1 名 補助 1 名	1
	採卵鶏	飼養羽数 採卵鶏 17,000 羽 基幹 1 名 補助 1 名	1

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農地の集積率は現状で 70%を超えており、令和 12 年度に 85%を目標として農地の集積・集約化を図る。新たに貸付対象となった農地は、農地中間管理機構を通じて各集落の中心的な担い手へ集約する。なお、より効率的な利用を可能にするため、農地の貸付は隣接する農地を耕作する中心的な担い手へ行うことを基本とする。

また、農業経営の効率化や担い手不足の対応を図るため、担い手間の連携を強化し、機械の共同利用などについて検討する。

2. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用を図るための方策

(ア) 地域計画推進事業

地縁的なまとまりのある 6 つの地域単位で作成された地域計画を定期的に見直し、さらなる実質化に取り組むとともに、農作業の効率化等農用地の利用調整等の活動を担う農事組合法人の機能強化を促進していく。

(イ) 利用権設定等促進事業

農作業の効率化を図るため、農作業の共同化、作業単位の拡大、作期の調整、作付地の集団化等を促進し、これに必要な利用権設定及び農作業の受委託等を促進するとともに、農地中間管理機構の積極的な活用により農用地利用の集積・集約化を促進する。

(ウ) 農用地利用改善事業を促進する事業

地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(エ) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

農業協同組合は、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申し出があった場合は、あつせんにも努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努める。

(オ) 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るよう相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地中間管理機構の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

第5 農業近代化施設の整備計画

1. 農業近代化施設の整備の方向

既存施設を有効活用し、重点作物である米、麦・大豆、花き、肉用牛、乳牛、養鶏の生産団地化を図り、農業生産の合理化と経営規模の拡大を推進する。また、作業効率の向上や省力化を図るため、スマート農業を推進する。

さらに、近年の農業資材（機械、燃料、飼料）等の物価高騰が農業経営にも影響を及ぼしているため、収益性の向上とともに、農機具のレンタルリース等による経費削減の方法を検討し、安定した農業経営の実現を目指す。

2. 農業近代化施設整備計画

該当なし。

3. 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1. 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

今後、安定した農業経営の確立と農地の有効利用を図るために、地域計画を活用しながら集落ごとに中心となる経営体への位置付けを目標として、農業後継者の育成・確保に努めるとともに、認定農業者などへの支援や新規就農者の受け入れ体制を強化するため、農地情報の管理・提供等のソフト面の整備に努める。

また、認定農業者や今後認定を受けようとする農業者等を対象に経営診断の実施、生産方式や経営改善方策の提示等の指導及び研修会の開催等において、ぎふアグリチャレンジ支援センター（一般社団法人岐阜県農畜産公社）や農業委員会、農業協同組合、県農林事務所と連携し取組を進める。

2. 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし。

3. 農業を担うべき者のための支援の活動

効率的かつ安定的な農業経営を確立するため、地域計画に位置付けられた中心となる経営体への農地の利用集積を促進する。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。このため、就農に向けた情報提供及び就農相談については県畜産公社及び一般社団法人岐阜県農業会議、技術や経営ノウハウについての習得については岐阜県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては県農林事務所及び農業協同組合等、農用地の確保については農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等、各組織が役割を分担しながら相互に連携し各種取組を進める。

さらに、担い手確保のため、販路拡大や特産品の育成等により、収益性の高い農業の仕組みを構築するとともに、農業協同組合などと連携し、町内外からオペレーターを募ることにより、各集落の中心経営体の次世代への継承に努める。

4. 森林の整備その他林業の振興との関連

林業においても人材確保は喫緊の課題であり、人材の確保、育成のノウハウを農林業の組織間で共有していく。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本町における地場産業は、繊維、機械、金属工業を主体に発展してきたが、その規模は中小零細な企業が大半を占め、技術革新や消費者ニーズへの対応が必ずしも十分でなく需要の伸び悩みなどにより近年生産活動は停滞しており、農業従事者の農外就業が不安定になってきている。

町内に安定的な優良企業が進出することで、第2次産業・第3次産業の活性化のみならず、不安定な兼業に従事している農業従事者や若年者にとって魅力ある就業機会を確保することができ、認定農業者をはじめとする担い手への農地の利用集積の促進にも繋がることから、産業導入地区の拡張に向けて積極的な対応を図る。

農業従事者の農業以外の産業への就業の状況は、次の表のとおりである。

(単位：人)

区分		従業地								
I	II	市町村内			市町村外			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	建設業	13	3	16	20	2	22	33	5	38
	製造業	45	17	62	82	19	101	127	36	163
	卸売小売飲食業	11	13	24	28	20	48	39	33	72
	サービス業	23	25	48	66	46	112	89	71	160
	その他	5	2	7	7	2	9	12	4	16
	計	97	60	157	203	89	292	300	149	449
自営兼業		28	22	50	16	6	22	44	28	72
出稼ぎ		-	-	-	-	-	-	-	-	-
日雇・臨時雇		12	72	84	28	81	109	40	153	193
総計		137	154	291	247	176	423	384	330	714

(注) 国勢調査及び農林業センサス(令和2年)による推計値

2. 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

本地域においては、農地の流動化等の構造改善を推進していく上で、その余剰労働力を積極的に吸収するため、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく優良企業の導入等の就業対策を計画的に推進する。昭和63年に定めた農村地域への産業の導入に関する実施計画を令和6年11月に改訂し、令和10年度までの5か年の計画期間で梅谷団地へ産業の導入を図る。

また、農業従事者の就業意向等の把握及び就業相談活動の強化等の就業機会確保のための推進活動等の強化を図っていく。

3. 農業従事者就業促進施設

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲				対図番号	備考
		受益地区	施設用地面積	雇用従業員数	うち農業従事者		
農村地域への産業の導入に関する実施計画書	栗原団地 企業数 1	A-1	55,241.46 m ²	240 人	120 人	-	-
農村地域への産業の導入に関する実施計画書	梅谷団地 企業数 1	B-1	106,812.56 m ²	300 人	90 人	-	-

4. 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

第8 生活環境施設の整備計画

1. 生活環境施設の整備の目標

近年における兼業化、混住化等の進展の中で地域の農業構造の改善を促進していくためには、農業従事者を中心とする良好な生活環境を確保するための施設の整備を行い、意欲ある中核農家と兼業農家等との間の連帯感の醸成を図ることが重要である。

本町における生活環境施設の整備状況は、生産基盤の整備に重点が置かれ立ち遅れの傾向にあったが、現在は農道、集落排水、営農飲雑用水、集会施設等の施設整備がおおむね充足している状況である。

一方、これまでに整備した施設は建設後の時間経過に伴い老朽化が進行しており、今後、修繕・更新すべき時期を迎える施設が増加する。これら既存の施設については、予防保全型の老朽化対策によりライフサイクルコストの縮減に努めながら、適切に機能保全していく。

2. 生活環境施設の整備計画

該当なし。

3. 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。

4. その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし。

第 9 付 図

別添

- | | |
|----------------------|---------------|
| 1. 土地利用計画図 | (付図 1 号) |
| 2. 農業生産基盤整備開発計画図 | (付図 2 号) |
| 3. 農用地等保全整備計画図 | (付図 3 号) |
| 4. 農業近代化施設整備計画図 | (付図 4 号：該当なし) |
| 5. 農業就業者育成・確保施設整備計画図 | (付図 5 号：該当なし) |
| 6. 生活環境施設整備計画図 | (付図 6 号：該当なし) |

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域及び用途区分

農用地区域は、別記に掲げる区域の土地とし、用途区分は「用途区分」欄に掲げるとおりとする。